

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱

(目的)

第1条 川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱（以下「本要綱」という。）は、川崎市健康安全研究所（以下「当所」という）が実施する麻痺性貝毒、ふぐ毒及びボツリヌス毒素の検査における動物実験を適正に実施するため、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成27年2月20日科発0220第1号）」（以下「指針」という。）及び「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（以下「殺処分指針」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の理念であり国際的にも普及・定着している「3Rsの原則」である代替法の利用（Replacement）、動物利用数の削減（Reduction）及び苦痛の軽減（Refinement）にのっとり、適正に実施する。

(定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物実験（本条第3号に規定する実験動物を麻痺性貝毒、ふぐ毒及びボツリヌス毒素の検査又は教育訓練に供すること）及び実験動物の飼養又は保管をいう。
- (2) 動物実験等施設 動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験動物 本条第4号に規定する動物実験計画の使用動物として、動物実験等施設で飼養又は保管しているマウス（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (4) 動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。
- (5) 動物実験責任者 動物実験の実施に係る業務を統括する者をいう。
- (6) 実験動物管理者 川崎市健康安全研究所長（以下「所長」という。）を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (7) 前二号に規定する動物実験責任者及び実験動物管理者（以下これらを「責任者等」という。）は、理化学担当課長（麻痺性貝毒及びふぐ毒の検査）又は微生物担当課長（ボツリヌス毒素の検査）を充てる。
- (8) 動物実験実施者（以下「実施者」という。） 動物実験を実施する者で、食品担当職員（麻痺性貝毒及びふぐ毒の検査）、又は消化器・食品細菌担当職員（ボツリヌス毒素の検査）をいう。実施者は、飼養保管基準における飼養者についても担い、責任者等の下で実験動物の飼養又は保管に従事する。
- (9) 法及び指針等 法、飼養保管基準、指針及び殺処分指針その他法令等に定めのあるものをいう。

(所長の責務)

第4条 所長は、飼養保管基準に定める管理者及び指針における実施機関の長として、当所における実験動物及び施設の管理並びに動物実験の実施に関する最終的な責任を有し、次の各号の事項のほか動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じる。

- (1) 機関内規程の策定 動物実験等施設の整備及び管理の方法並びに動物実験の具体的な実施方法を定めた本要綱を策定し、それらの改訂を行う。
- (2) 動物実験委員会の設置 動物実験計画が指針及び本要綱に適合しているか否かの審査を行うなど、適正な動物実験の実施を図るために必要な事項を検討するため、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (3) 動物実験計画の承認 動物実験の開始前に責任者等に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について委員会の審査を経て、その申請を承認又は却下する。
- (4) 動物実験計画の実施結果の把握 動物実験の終了後、責任者等から動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験の実施のための改善措置を講ずる。
- (5) 教育訓練等の実施 責任者等及び実施者に対し、適正な動物実験の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管に関する知識を修得させるための教育訓練の実施や外部研修の受講機会の確保等、責任者等及び実施者の資質の向上を図るために必要な措置を講じる。
- (6) 自己点検及び評価並びに検証 定期的に、当所における動物実験について法及び指針等並びに本要綱への適合性について、自己点検及び評価を行わせ、その結果を報告させるとともに、当所以外の者による検証を実施することに努める。
- (7) 動物実験等に関する情報公開 前号の規定に基づく点検及び評価の結果等について、適切な方法により公開する。

(動物実験委員会)

第5条 委員会は、所長から諮問を受け、次の事項を審議又は調査し、所長に報告する。

- (1) 動物実験計画が法及び指針等並びに本要綱に適合しているか否かの審査を行うこと。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 動物実験等施設及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取り扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検及び評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

第6条 委員会は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者及び学識経験を有する者等で組織する。なお、委員会の運営に関して必要な事項については、別に定める。

(動物実験の実施)

第7条 責任者等は、動物実験の実施に当たっては、あらかじめ動物実験計画書(様式1)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、責任者等から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を附議し、その

結果を責任者等に通知しなければならない。

- 3 責任者等は、動物実験計画について所長の承認を得た後でなければ、動物実験を行うことができない。
- 4 責任者等は、動物実験を実施した後、動物実験結果報告書（様式2）により 使用動物数、計画からの変更の有無及び成果等について所長に報告しなければならない。
- 5 責任者等は、動物実験の実施を外部機関に委託する場合、委託先においても、法及び指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認する。

第8条 実施者は、動物実験の実施に当たっては、法及び指針等に則するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 適切に維持管理された動物実験等施設において動物実験を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

ア 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

イ 適切な安楽死の選択

- (3) 動物実験の実施に先立ち必要な手技等の修得に努めること。

（施設等）

第9条 動物実験等施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気及び明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床及び内壁等については、清掃並びに消毒等が容易な構造とし、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (5) 臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 責任者等を表示すること。

第10条 責任者等は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 責任者等は、月に1回以上、動物実験等施設に立ち入り、維持管理状況を確認する。

（実験動物の飼養及び保管）

第11条 責任者等は、飼養保管基準に沿った動物飼育管理標準作業書を定め、実施者に周知しなければならない。

第12条 実施者は、動物飼育管理標準作業書に従って動物実験を実施し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

第13条 責任者等は、実験動物の導入に当たり、適正に管理されている機関から導入しなければならない。

- 2 責任者等は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

第14条 実施者は、実験動物の生理、生態及び習性等に応じて、適切に給餌並びに給水を行わ

なければならない。

第15条 実施者は、動物実験の目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

第16条 動物実験等施設には、実験動物以外の動物を飼養・保管してはならない。

(教育訓練)

第17条 第4条第5号の教育訓練等は、年1回以上とし、次の各号に関するものとする。

- (1) 関連法令、本要綱及び指針等に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験の実施に関する事項

2 責任者等は、教育訓練等の実施日、教育内容及び受講者名を記録し、保存しなければならない。

(自己点検及び評価)

第18条 所長は、委員会に、法及び指針等並びに本要綱への適合性に関し、自己点検及び評価を行わせなければならない。

2 委員会は、動物実験の実施状況等に関する自己点検及び評価を行い、その結果を様式3又は厚生労働省関係研究機関動物実験施設協議会による自己点検評価報告書様式により、所長に報告しなければならない。

3 委員会は、責任者等及び実施者に、自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。

(安全管理)

第19条 責任者等は、次の各号に掲げる安全管理に関する事項を実施する。

(1) 実験動物による危害等の防止

ア 動物実験等の実施において実験動物による咬傷等を受けないように、実施者にあらかじめ必要な教育訓練を行うとともに、必要な救急医薬品を備え、事故発生時には医師等が迅速な救急措置を行う。

イ 動物実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じる。

(2) 実験動物の逸走防止

ア 取り扱う実験動物の数に応じたケージを用意し、実験動物を飼養している期間はネズミ返しを動物実験等施設の入口に設置する。

イ 動物実験等施設のドアは常時閉鎖とし、実験動物を飼養している期間はその旨をドアに掲示するとともに、必要に応じて施錠する。

(3) 逸走時の対応

ア 発見者は、直ちに実施者、責任者等、所長に報告する。

イ 責任者等は、適切な捕獲のための措置を講じるとともに、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、警察署、保健所及び関係機関等に通報する。

ウ 逸走した実験動物を捕獲した場合は、未使用のケージに収容し、責任者等の指示に従い、動物実験等の内容に応じた措置を行う。

(4) 緊急時の対応

緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努める。

また、地震又は火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図る。

(動物慰霊)

第20条 当所において、動物実験に供された実験動物の生命の尊厳に対する敬意と感謝の念を表するため、健康福祉局保健医療政策部動物愛護センターで開催される動物慰霊祭に参加する。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

附則

本要綱は、平成30年 4月 2日から施行する。

附則

本要綱は、令和 2年 1月23日から施行する。

附則

本要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附則

本要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。